

右大坂より申來候紙面之寫。

一、幕府より拜借金被仰付候面々

西國・四國・中國筋蟲付損亡に付、飢人も可有之様子に相聞え候故、廻米の御沙汰有之、其上拜借被仰付候。此節飢人も多く餓死の者も有之候。領米の及候程は、随分飢人無之様に被申付、家來等迄も別て精に入可取計事に候。領内に飢人多く候段は、日頃の手當も無之様にて、何とも外聞も氣毒成事に候間、及候程は精力を可被盡事に候。左候は、於江戸表不得止事儀は格別、對公儀候振舞等も今年・來年御斷をも被申、扱又平常の事は一切被相止、公務の外は外出をも不仕、右の作略而已に打懸り申程にも可有之儀に存候。尤面々随分被申付にては可有之候得共、何と哉覽取申候て作略有之様子に無之哉の様に相聞え候故、若し此上御沙汰等も候はゞ如何の事に候條、此段申達候事に候。右の通拜借等被仰付候面々へ、御先手の衆中を以寄々可申達旨、於江戸表被仰渡候に付、此段相達候。以上。

十二月 日

一、重ねて被申渡の趣

損亡の國々、御米被遣飢人御救の儀。右御米は國主・領主の作略にて無之候ては、事調間敷様に此方にては存する事に候。其仔細は御藏下百姓夫食借、御代官中にて遂吟味、日數の多少夫々に應差別有之候。私領への御米は領主にて買取、人々貧窮に隨ひ差別候ては大勢の儀行届申間敷候。若公儀の指引にもれ候ては、御救の詮有之間敷候。

一、來秋收納以後代金納候様に相願候由。此趣は飢人共自分を買求候儀と、相心得候と相見え候。極貧の者は何程日延候ても自力は難調可有之候。又猥に買安く候ては、食物不貧者も買取り、飢人の手に廻申間敷候。

一、領内の人民は、國主・領主の作略にて、凶年の救可致儀勿論に候。然共今年の分は、國々一統夥敷儀にて、金銀才覺候ても近國の米不足候故、其所へ御米被遣、領主へは御金被爲借、百日延に代銀納候事に候へば、此上は領主の作略次第、來春麥作出來迄の内、餓死人數多無之様に事調可申儀に候。此儀領主勿論家來役人迄も、能吞込候様に再篇可申間候。

右之通於江戸表被仰渡候間相廻候。以上。

十二月 日

十八日到來

一、松平左近將監より被渡候書付

十二月八日御用番松平左近將監殿御宅へ、西國・四國・中國邊領分、蟲付損亡有之候大名衆家來御呼出被成、御渡候御書付の寫如左。

西國・四國・中國邊蟲付損亡に付て、飢人・餓死も可有之と彼此御沙汰に被及事に候。凶年の手當は國主・領主兼て可申付事は勿論に候。然共今年の蟲付損亡は夥敷儀にて、地頭の精力計にては難計候と相聞え候。百姓・町人等の内にては、身上相應に助力いたし、來春受作出來迄の内、饑をつなぎ候様に勤辨候て、如何様に成共いたし餓死多く無之様に、心の及候程は作略いたし可申事に候。右の通國主・領主を始め領内の者共相持に心得、飢人致介抱候者、餓死の者數多には及間敷事に候。左も可有之事に候處、飢人等有之候は可爲越度候。面々無油斷可申付儀に候得共、尙更委細杉岡佐渡守・細田丹波守より相達候様に申渡候間、可被得其意候。

子十二月

二十八日到來

一、松平隱岐守へ被申渡の趣

十二月十九日の晚、豫州松山城主松平隱岐守殿を、老中松平左近將監殿宅へ御招、老中不殘列坐、御大目付並御目付衆も相詰、上意の趣左近將監殿演述如左。

當年作毛蟲付損亡の所々饑人有之に付、手當の儀被仰出者有之事共に候。其方領分には餓死の者段々相増候由に候。か様の節は別て作略も可有之所、常々心懸も薄き故と被思召候。右の趣にては、領地も治兼可申候。左候は、追て様子により思召も可有之候間、此以後無油斷申付候様に可申間候由被仰出候。

右の趣に付隱岐守殿指扣被罷在候。嫡子山城守殿・同姓備前守殿等も指扣被罷在候。領内飢死の人四千人に及候旨に候。

正月六日告來る。